株式会社　拓栄

マージン率等に係る情報提供

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象:令和5年度(令和4年9月～令和5年8月))

記

1 令和6年6月1日付け派遣労働者数　312名

2 令和5年度　派遣先事業所数(実数)　12件

3 令和5年度　労働者派遣に関する料金の平均額　12,880円(8時間労働として計算)

4 令和5年度　労働者派遣の賃金の額の平均額　8,970円(8時間労働として計算)

5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を

当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合　30.4%

6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口　派遣事業業務課　TEL 0466-41-2150

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
製造現場の基礎知識	新規採用者	OJT	弊社	無償	有給	1時間
ものづくり教育訓練[1]	入社1年目	OJT・OFF-JT	弊社	無償	有給	4時間
品質管理の基本[1]	入社1年目	OJT・OFF-JT	弊社	無償	有給	3時間
ものづくり教育訓練[2]	入社2年目	OJT・OFF-JT	弊社	無償	有給	2時間
品質管理の基本[2]	入社2年目	OJT・OFF-JT	弊社	無償	有給	3時間
企業危機管理研修	入社2年目	OFF-JT	弊社	無償	有給	3時間
品質管理の基本[3]	入社3年目	OFF-JT	弊社	無償	有給	3時間
ものづくり改善教育	入社3年目	OFF-JT	弊社	無償	有給	2時間
リーダーシップ研修[1]	入社3年目	OFF-JT	弊社	無償	有給	3時間
リーダーシップ研修[2]	入社4年目以降	OFF-JT	弊社	無償	有給	3時間

7 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している(協定書の有効期間終期　令和7年3月31日)

協定労働者の範囲(自動車組立工)

8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等

弊社の運営経費等を含んだものです。

マージン率等の内訳

■賃金(69.6%)

■法定福利費(労働・社会保険料等)(16.6%)

■教育訓練費(1.5%)
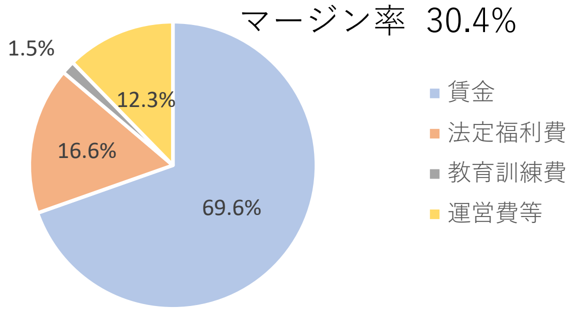
■運営費等(12.3%)